4 特別支援教育への対応

これまでの対応方針と主な成果や課題等

【現行指針(抄)】H18.8

- LD等を含めた障害のある生徒が、高校に入学している現状を踏まえて、教職員が特別支援教育について理解を深めるよう、次のように研修の充実を図り、校内の支援体制を整備するとともに、関係機関と連携するなどして、具体的な支援を図ります。[第3章6]
 - ① 道教委主催の各種研修の充実
 - ② 校内研修の充実
 - ③ 校内委員会の設置
- 高校生にとって、障害のある生徒と障害のない生徒との交流は、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場であるので、交流及び共同学習の機会を積極的に設けるよう努めます。[第3章6]

<交流及び共同学習の例>

- ・盲・聾・養護学校の運動会等の行事における交流
- ・高校の学校祭等の行事における交流
- ・盲・聾・養護学校との教科学習等における共同学習

【指針の検証結果報告書(抄)】H28.10

1 主な取組の内容

○ 高校に特別な教育的支援を必要とする生徒が入学している現状を踏まえ、教職員が特別支援教育について理解を深め、指導力の向上が図られるよう、校内委員会の設置など支援体制を整備するとともに、関係機関と連携するなど各種研修や校内研修を実施してきた。あわせて、障がいのある生徒と障がいのない生徒が、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支えあって生きていくことの大切さを学ぶことができるよう、特別支援学校との交流及び共同学習の機会の設定に努めてきた。

2 主な成果や課題

○ 平成19年度の学校教育法等の改正により、全ての公立高校において特別支援教育に関する校内委員会が設置され、特別支援教育コーディネーターが指名されている。また、特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業を活用した学校数が増加しているなど取組の成果が見られる一方で、特別支援学校との交流及び共同学習の実施校は50校程度であり、公立高校全体の20%程度にとどまっている。

なお、平成28年4月1日施行の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、合理的配慮の在り方などについて、教職員の理解がより深まるよう研修などに取り組んでいる。

3 今後の方向性

○ 今後は、引き続き特別支援教育パートナー・ティーチャー派遣事業等を積極的に活用するなどして、個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用など、具体的な指導や支援の充実を図る必要がある。なお、高校における特別支援教育については、高校の空き教室を活用した特別支援学校の分校の設置や通級指導に関する研究など、時代の進展や国の動きに適切に対応していく必要がある。

高等学校における特別支援教育の推進について

(1) 平成28年度「教育上特別な支援を必要としている生徒の状況及び支援の状況の把握」の 調査結果(道教委)

平成28年度の調査結果によると、教育上特別な支援を必要とする生徒の割合は、ここ 3年間ほぼ変わっていない。

【該当学校数・人数及び割合】(調査対象校:道立高等学校及び中等教育学校)

調査対象学年	学校数*1 (割合*2)			人数 (割合*3)		
調宜	H28	H27	H26	H28	H27	H26
第1学年	82校	66校	88校	244人	249人	265人
	(35. 2%)	(28.2%)	(37.3%)	(0.8%)	(0.8%)	(0.9%)
第2・3・4 学年	116校	122校	125校	420人	420人	423人
	(49.6%)	(51.5%)	(52.1%)	(0.7%)	(0.7%)	(0.7%)

- *1:全日制、定時制それぞれを1校としてカウントしている
- *2 : 全日制は1年201校、 $2\sim3$ 年は202校、定時制は32校を分母としている。*3: 人数の割合は、調査時点の在籍者数を分母としている。

(2)平成27年度「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒等に 関する調査」(道教委)の公立高等学校の結果から

質問項目	回 答	割合*	
校内委員会において、特別な教育的支援が必要と判断した 理由	知的な遅れはないが、発達の状態による学習面や行動面の困難がある	62.7%	
	知的な遅れによる学習上又は生活上の困難がある	19.6%	
支援が必要な生徒に ついて、困難な状況 が見られるもの	自分が分からない状況や困っていることを相手に伝えることが難しい		
	全体への指示や説明を聞いて理解することが難しい		
	友達関係をうまく築けなかったり、集団での活動ができなかったり することが多い	39.3%	
支援が必要な生徒に 対する個別の指導計 画の作成	作成している	100.0%	

^{*} 各学校の校内委員会が、特別な教育的支援が必要と判断した生徒数に対する割合

(3) 「高等学校における特別支援教育支援員配置事業」による支援員の配置

特別支援教育支援員を配置しており、今年度は12校(月形高校、千歳北陽高校、追分 高校、静内農業高校、上磯高校、檜山北高校、訓子府高校、遠軽高校(定時制)、上士 幌高校、更別農業高校、阿寒高校、釧路湖陵高校(定時制))を配置校として指定した。

(4) 特別支援教育スーパーバイザー等(SV・PT)の派遣

教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校に、各教育局に配置し ている特別支援教育スーパーバイザー(SV)又は、「特別支援教育パートナー・テ ィーチャー派遣事業 (PT派遣事業) | により、特別支援学校の教員を派遣している。 ア 支援内容

対象となる生徒の状況の把握、管理職等との協議や当該生徒への対応方法等への助 言、個別の指導計画の作成についての校内研修会の実施などを行っている。

イ 派遣状況

平成27年度は、教育上特別な支援を必要とする生徒が在籍する全ての学校(130校) の内、102校に派遣を行った。今年度は対象となる学校は126校で、対象となる全ての 学校への派遣を目標としている。※ (1)の調査数は学年別のため派遣対象学校数とは一致しない。

〈平成28年度 高等学校教育課程編成・実施の手引から抜粋〉

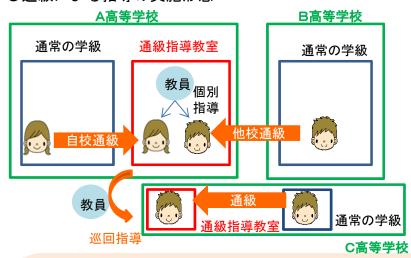
高等学校における通級による指導の制度化の概要

小・中学校等においては、通常の学級に在籍し、大半の授業を通常の学級で受けつつ、 障害による学習上・生活上の困難を主体的に改善・克服するために受ける「通級による 指導」が制度化されているが、高等学校段階においても同様の指導を行うことができる ニーズが高まっているところ。本制度改正はこうしたニーズに対応するものである。

●通級による指導等を受けて いる児童生徒数

平成5年度 平成27年度 小学校 11,963人 80,768人 中学校 296人 9,502人

●通級による指導の実施形態



省令等の改正

(施行:平成30年4月1日)

- ①省令(学校教育法施行規則)の改正
 - 高等学校で 障害に応じた特別の指導を行う必要がある者(※1)を教育する場合、特別の教育 課程によることができる
 - (※1)言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、 LD、ADHD、肢体不自由、病弱及び身体虚弱 (小・中学校と同様)

②告示の改正

- ・障害に応じた特別の指導を<u>高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替える</u>ことができる
- ・障害に応じた特別の指導に係る修得単位数を、 年間7単位(※2)<u>を超えない範囲で卒業認定</u> 単位に含めることができる
 - (※2) 中学校の時数と同程度
- ・小・中学校も含めた障害に応じた特別の指導の 内容に係る規定の<mark>趣旨を明確化</mark>(※3)
 - (※3) 従来は「<u>障害の状態に応じて各教科の内容を 補充するための特別の指導を含む</u>」と定められて いたところ、<u>障害による学習上又は生活上の困難</u> <u>の改善・克服</u>という本来の目的に照らし、<u>障害の</u> <u>状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行う</u> ことができる趣旨であることを明確化



※障害に応じた特別の指導:年間7単位まで

道内の高等学校における特別支援教育の取組

平成25年4月に北海道中札内高等養護学校幕別分校が北海道幕別高等学校の校舎を活用して開校しました。また、平成28年4月に北海道新得高等支援学校が北海道新得高等学校の校舎を活用して開校しました。

それぞれの学校では、高校と特別支援学校が学び舎を一つにしているという 形ばかりではなく、生徒同士、教職員同士が密接に関わり合っており、相互理 解と共生意識の醸成が図られています。

◆ 北海道幕別高等学校と北海道中札内高等養護学校幕別分校の取組

〈交流学習の例〉

学校祭、スポーツ大会、芸術鑑賞会、生徒会リーダー研修会の合同実施

~生徒会リーダー研修会の紹介~

平成28年5月と平成29年1月に、ネイパル足寄にて1泊2日の日程で、幕別高校と中札内養護学校幕別分校の合同の生徒会リーダー研修会が実施されました。

5月は主に、仲間づくりや学校づくりに関する研修が行われ、1月は主に、生徒会活動に関する研修や学校祭の実施に向けた話し合いが行われ、参加した生徒は、生徒会執行部としてのリーダーシップを身に付けることができました。



リーダー研修会での協議の様子

◆ 北海道新得高等学校と北海道新得高等支援学校の取組

〈交流学習の例〉

学校祭、遠足、球技大会の合同実施

~合同の遠足の紹介~

平成28年10月に新得高校と新得高等支援学校の合同の遠足が実施されました。両校の生徒が一緒に同じコースを歩き、参加した生徒全員が、畜産試験場や国道38号線を経由する約12kmのコースを無事に歩ききりました。



遠足での準備運動の様子